

## 新出の唐代尼僧墓誌について

松浦典弘

はじめに

中国仏教史の中でも尼寺や尼僧に関する研究は、史料が少ないこともあって、進展しているとはいえない。そのような状況下、唐代は他の時代に比してまとまった数の尼僧の墓誌が存在するため、研究の余地が多く残されている。私は以前に唐代の尼僧の墓誌を分析し、唐代の尼僧と出家前の家との関係について検討したことがある<sup>1</sup>。その際、所属した寺院でなく出家前の家で逝去する尼僧が比較的多く存在すること、墓誌の撰者や書者に親族の者が多いことから、尼僧が出家後も出身の家と強いつながりを持っていたということを結論として述べた。

その後、石刻史料の出版状況の進展の結果、新たな尼僧の墓誌を検討することが可能になった。本稿では、そうした新出の尼僧墓誌の中から、出家前の家について比較的詳しい情報を含む五点を選び、録文を掲載した上で、その内容を紹介し、在俗時代の家との関係を中心に考察を加えたものである。

録文の作成に際しては、既存のものがあれば参考にして、墓誌に基づき改行した上で、句読点を付した。空格は文字数分空け、判読不能な文字は□で記した。また、原則として本字を用いた。

一・會如墓誌

大唐故韓氏劉夫人墓誌銘并序

- 1 夫人彭城劉氏、法名會如、號金剛山、宗釋典也。世食舊德、家於汝墳。曾祖玄
- 2 慶、隨(隋)大寧郡大寧縣令、學探由夏之奧、政成卓魯之術。祖元貞、 皇房
- 3 陵郡至誠府別將、干城之任、爲王爪牙。父洪義、 皇兵部常選、上柱國、
- 4 性好文酒、養志林園。夫人卽柱國之季女也。生而柔順、闔閭不踰、卅歲喪
- 5 父母、哀毀過制、禮以女子有行。旣笄而適韓氏、恭承中饋、敬止高族。
- 6 舅姑是穆、娣姒攸稱、夫人之行也。府君才量素高、三命至朝請郎、秩六百石。
- 7 惜哉公器、享年不永、天寶初、府君薨。夫人體敬姜事夫之則、崇孟母訓子之
- 8 道、撫育偏露、慈愛益深。嘗解衣服以給孤遺、輟資糧以贍親戚、九族之內、聞
- 9 望日高。自以爲寡弱未亡之人、無以報 父母舅姑之德。乃詣聖善寺大
- 10 師弘正、與同學十數人、俱受五百大戒。銳意禪觀、在家出家、一澄慧心、頓遣
- 11 諸著、庶幾視福泉壤、豈伊度脫身世而已哉。且先王之教、髮膚不可以不愛、
- 12 故微削髮、示不忘從緇徒、衣服不可以不衷、故盡褐衣、示不忘去煩惱、夫人
- 13 之節也。爰修百福、逮茲九夏、齋誠之誠、守而彌潔、陰陽之沴、莫可或違。自春
- 14 乖和、及冬轉亟。二子漸・益等、齋心求醫、銜涕嘗藥、不脫冠帶而侍、向涉一年。
- 15 雖壽考之福不延、而純孝之情頗至。以天寶十一載十月廿八日薨於仁風
- 16 里之私第、春秋六十。卜嗣歲仲月朔日歸葬於府君之舊塋、同居異穴、以受
- 17

- 18 戒故也。夫人方疾之殷、遺囑二子曰、吾歿之後、以道流處之、擇東原不毛之地、建西方清淨之塔、瞻望而父、以安吾神、幽明之間、不失爾祀、此吾志也。悲
- 19 夫。漸以武達、前高平郡永固府別將、益以文稱、預臨汝郡鄉貢進士、皆可大
- 20 可久、有才有望。嗟乎。二子行以孝彰、情由理著、恭 理命之有素、瞻
- 21 先塋而未忍。是以進退茶蓼、精誠寤寐、徵六夢於冥冥、候 二尊之安否。
- 22 儻同塋未可、庶 先妣誨之、冀其前知、終寢 後命。至哉夫人、協從夫之
- 23 道。嗣子奉尊先之訓、卒歸衛人之祔、不廢周公之典。嗚呼、董原逶迤、柏壟幽
- 24 藹、占以龜兆、封之馬鬣。恐陵谷之斯變、俾聲芳之有歸。銘曰、
- 25 北邙之北、重岡前抱、遼落原田、縈紆萼草、府君之所宅兮。其一 日往月來、
- 26 墳樹茲拱、言依舊域、肇啓新壟、夫人之祔兮。其二 展矣夫人、宜此家室、
- 27 克著蘋藻、爰具戒律、禔福之所兮。其三 哀哉嗣子、古謂純孝、不隕儒風、
- 28 聿遵釋教、因心之所到兮。其四 冉冉行人、滔滔逝水、閱茲陵谷、倏忽千祀、
- 29 勒銘之所紀兮。其五

前國子進士莊若訥纂

本墓誌に関しては、趙振華氏の『洛陽古代銘刻文献研究』（三秦出版社 二〇〇九年）第五編「唐代墓誌經幢研究——宗教階級篇」一「洛陽新出比丘尼墓誌与唐代東都聖善寺」に拓本写真と録文が掲載されており、考察が加えられている。本書は新出の墓誌の拓本写真・録文を掲載しており、それを考察する趙氏の論考と共に、史料集としても有用である。<sup>2)</sup> さてこの墓誌の標題であるが、「故韓氏劉夫人」と夫の姓や在俗時代の姓が記されており、法名は書かれていない。尼僧墓誌の場合、在俗時代の姓を記す例としては、他に「有唐東都安國寺故上座韋和上墓誌銘并序」<sup>3)</sup>や「唐故東都安國寺

比丘尼劉大德墓誌銘并序<sup>4</sup>などといった例が見られるが、寺名その他出家者であるということが分かる語が記されている。しかしながら、この墓誌に関しては俗人の女性と区別がつかない。これは在俗時代の家との強いつながりを示すものであり、また後述するようにこの女性が通常の尼とは異なった様相であったことも関係しているのかもしれない。

法名は會如、号は金剛山とある<sup>5</sup>（2行目）。こうした仏教的な号は、在俗の女性信者の墓誌でも間々見られる<sup>6</sup>。

出家の機縁は夫の韓氏の逝去であった。聖善寺大師弘正の下で、同学十数人と尼僧の具足戒である五百大戒を受けた（8～11行目）。但し、「先王の教えでは、髪膚は愛さないわけにはいかないので、わずかに髪をそり、出家者であることを忘れないことを示し、衣服は合ったものにしないうけにはいかなないので、粗末な衣を着、わずらわしい俗世から離れたのを忘れないことを示すが、夫人としての節を守つてのことである。」（12～14行目）とあるように、髪を完全に剃つてしまい、僧衣を身につけている普通の尼僧の姿とは異なる様相であったと見られる。宋代の史料であるが、『釋氏要覽』には、「式又真尼（具足戒を受け比丘尼になる前の準備段階）」を説明して、「今の長髪の尼のようなものである」とあることから、この時期にも髪を剃らない尼が実際に存在したことが推測される<sup>7</sup>。

出家受具から九年が経つたころ、春に体調を崩し、冬には悪化した。二人の子息が側につき世話をしたが、天寶十一年（七五二）十月二十八日に六十歳で逝去した。逝去した場所は「仁風里之私第」であり、在俗時代の家で亡くなつていく（16～17行目）。髪を残し完全な尼僧の姿をしていなかったということからも、恐らくは普段からあまり寺院に住むことはせず家にいたのであろう。

翌年には亡き夫の墓地に埋葬されている。但し、夫婦は同じ墓穴に埋葬するのが通例であるが、受戒しているため別の墓穴に埋葬しているのである。また、子息たちに遺言し、「西方清浄之塔」を建てさせようとしたが（17～19行目）、それに関しては実現しなかったようである（24行目）。

會如には「聖」としての要素と「俗」としての要素が混在しており、出家した女性の存在形態を考える上で、興味深

い事例である。

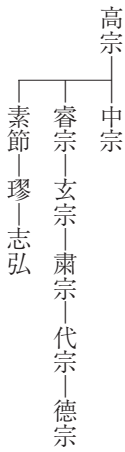
二、志弘墓誌

- 1 大唐 皇再從祖姑故寧刹寺比丘尼志弘墓誌銘并序
- 2 銀青光祿大夫前光祿卿上柱國襲琅邪郡開國公王諒撰
- 3 粵有比丘尼法號志弘、則
- 4 高宗天皇大帝之曾孫、 許貞孝王諱素節之孫、 褒信郡
- 5 王諱璆之季女也。分派紫霄、承榮朱邸、百行無點、五禮克修。笄年歸于
- 6 我、封隴西郡夫人。冰雪其操、桃李其姿、至行多能、高矩全節、六姻是則、
- 7 二族所推、美矣哉。常謂人曰、蘭室之與蓮宮、如之何、絃服之與緇衣、如
- 8 之何。時人異其言。後數年、乃削髮壞衣、出家捨俗、於寧刹寺辯音律師
- 9 下受具戒。遂發菩提之迹于金沙中、登蚊脚之梯爲希有事。旣而曰、禪
- 10 者寂也、寂可定而惠生。遂於東都聖善寺、詣山門澄沼禪師問道。一自
- 11 苦心、禪寂斯固、入三昧樂、得解脫門、可以爲住世醫王、可以爲釋教法
- 12 主。悲夫、生以時也、滅以順也、以生以滅、義無常哉。厥示寢疾、反時適順。
- 13 以建中三年四月七日終于東都道化坊舊宅永穆寺、春秋六十有一、
- 14 僧夏凡六。以其年十一月廿四日、遷神于河南縣畢圭鄉龍門里也。嗚
- 15 呼哀哉。在家之際、有子五人、有女三人。長曰邨、前青州千乘縣令。次曰
- 16 鄂、前河中府解縣尉。次曰郇、前同州白水縣丞。次曰郇、前宋州楚丘縣

- 17 丞。次曰鄆、前弘文館明經。長適前江陵府公安縣令段宥。次適前大理  
 18 評事李係、晚年出家、法號悟真。次適太原府祁縣尉李肅。卹等并柴毀  
 19 失容、綆淚成血。諒雖道俗有殊、而情理難易、還悲獨鶴之聲咽、終嘆孤  
 20 鸞之影沉。墮泪栽文、寄哀貞石。銘曰、  
 21 平王之孫、齊侯之子、其德淑順、其華綺靡。稟訓梁苑、女儀如彼、言歸沁  
 22 園、婦道如此。其一 佛理超寂、克修必見、豈無全生、知生如流。電豈無榮、  
 23 樂知樂如露泫、電露倏歛、夫何所羨。其二 至道可保、至教可從、道教兩  
 24 悟、若會雲龍。婉婉之質、凜凜之容、泮然孤貞、乃類高松。其三 法有明珠、  
 25 事有生滅、生滅一致、明昧齊設、去矣反眞、哀纏拄血、高樹悲風、寒原苦  
 26 月、勒銘頌美、嗚呼永訣。其四  
 27 哀子朝請郎前行河中府解縣尉驍騎尉晉陽縣  
 28 開國男鄂書

本墓誌は、會如墓誌同様、趙振華氏の前掲論文に拓本写真と録文が掲載される。

志弘は「皇再從祖姑」とあるが、三代皇帝高宗の曾孫にあたる。墓誌が書かれた当時の皇帝は德宗であり、系図を示せば以下のようになる。



志弘の祖父の素節は高宗の第四子で許王に封ぜられていた。彼の生母は、則天武后と敵対関係にあり、武后が皇后に立てられた後に肅清された蕭淑妃である。素節も則天武后により殺害され庶人の礼を以て葬られたが、中宗復位後、王号等を復されている。素節が殺されると、その子息のうち九人は同時に犠牲になったが、年少の四人は免れ、雷州に監禁された。志弘の父である璆はその一人である。中宗復位後は嗣澤王に封ぜられ、郢國公に降されたが、後には褒信郡王に封ぜられた。天寶初には宗正卿となり、天寶九載（七五〇）に逝去している。

祖父らが不幸な最期を遂げたという境遇のせいか、志弘はもともと出家の志が強かったと考えられる。建中三年（七八二）に六十一歳で逝去、僧臘が六夏であるから（13〜14行目）、晩年に至って志を果たしたのであろう。寧刹寺の辯音律師のもとで受戒の後、聖善寺の澄沼禪師に道を問うた。

「筭年にして我に歸し、隴西郡夫人に封ぜらる」（5〜6行目）とあるように、この墓誌の撰者の王諒は志弘の夫であり、文字を書いたのは次男の王鄂である。夫がいる身でありながら、出家するのであるが、決して家と関係を絶っていたわけではないことが分かる。また、逝去した場所が「東都道化坊舊宅永穆寺」であることも（13行目）、志弘と家とのつながり、さらにはこの家の仏教信仰の篤さが窺われる。なお、在俗時代に子息五人、子女三人を持ったが、このうち次女は嫁いだ後、晩年出家していることも、家の仏教信仰の状況を反映している（15〜18行目）。

### 三．圓寂墓誌

- 1 唐故右街臨壇大德資善寺上座圓寂律和上墓誌
- 2 昔如來於鹿野苑爲五俱輪始演律法、後之學者有優波
- 3 離堅持第一。惟去大德不忝是儀、入室升堂、至乎哉。大德
- 4 諱圓寂、元和丁亥歲八月丙辰朔十九日甲戌、忽如有晨

- 5 起漱濯、趺坐而坐、無疾而滅、享年六十八、僧夏卅六。凡是
- 6 聆其道者、皆行哭失聲、門弟子等哀動三千、感于他界。先
- 7 是浮雲冥々、白日無光、蓋梵宇無庇之朕也。大德俗姓崔
- 8 氏、博陵人也、源流遠邁、宗族延茂。曾祖知温、皇蘭州長史。
- 9 祖如璋、皇徐州符(符)離縣令、贈工部尚書。父、皇尚書都官
- 10 員外郎、贈鄭州刺史。世奉西方清淨之教、故大德生知道
- 11 樞。年十二、有志自中、終不可奪、披褐落髮、齋心誦經。視金
- 12 華之飾、惡之如讎、觀煩惱之門、脫之若遺、哀樂無□、榮辱
- 13 不入。年廿、受具戒于長安濟度寺。於是行止無差、萬行皆
- 14 備。年卅、具一切智、通達無礙。年卅、人聆其風、無不向道。貞
- 15 元初、承運而遷、止于東都安國寺、一都道流、咸欽其風。於
- 16 是長老皆來、虔請登戒壇、雖俯允羣誠、然非其願也。未幾、
- 17 言旋謫(鎬)京、謫(鎬)京長老復如東洛之志、兼請綱首本寺、不得
- 18 已而莅之。泊晚歲、講習奧旨、晝夜不墮、傳之門人、使其教
- 19 識者謂代有法寶、我教將興行也。嗚呼、夢幻之比、同歸於
- 20 空。彼俗見雖悲、我寂滅爲樂。是歲十月乙卯、建塔于必原、
- 21 像教也。大德蠡、父之姊也、敢泣書道德、始終于貞石。將
- 22 懼陵谷遷徙、而不我□也、心之悲者、言質而寡文。



本墓誌は胡戟・榮新江主編『大唐西市博物館藏墓誌』下（北京大學出版社 二〇一二年）三四四に拓本写真及び録文が掲載されており、「唐故諱圓寂墓誌之銘」と書された蓋を有する。

圓寂は元和二年（八〇七）八月十九日に六十八歳で逝去しており、僧臘は四十六夏である（5行目）。博陵崔氏の出身で、曾祖父の知温は蘭州長史、祖父の如璋は符離縣令、父は都官員外郎であったが諱の部分は空格にされており不明である。崔知温という名の人物は、『舊唐書』卷一八五上・『新唐書』卷一〇六に伝が立てられているが、「許州鄆陵人」であることや、この墓誌での肩書が蘭州長史であるのに対し、永隆二年（六八二）に中書令にまで昇進していることなどから別人であると推測される。ただ、列伝には蘭州刺史として事績を残したことが記されており、何らかの形で誤りが生じた可能性も全くは否定できない。

墓誌には崔氏一族が代々仏教を信奉してきた旨が記されるが、その影響からか十二歳で出家剃髪し、二十歳のときに長安濟度寺で具足戒を受けた（10～13行目）。

貞元年間初期に東都洛陽の安國寺に移り、そこで活躍したようである（14～16行目）。安國寺は洛陽で随一の尼寺で、周辺地域から多くの尼僧が集まっていたようであり、安國寺に関係した尼の墓誌は他に比して多く出土しており、そこから長安との行き来が認められる例もある。

その後、長安にもどることにになり、長老たちに請われ、本寺すなわち資善寺にて綱首（上座）をつとめた（16～18行目）。資善寺は圓寂が嘗て住した濟度寺と同じ安業坊に位置しており、以前から何らかのつながりがあった可能性はある。

この墓誌を撰したのは父の姉である大徳の蠡という尼僧である（21行目）。このことから、一族の仏教信仰の篤さが窺われる。

四・法眞墓誌

- 1 唐故東都安國寺大德尼法眞墓誌銘并
- 2 姪前鄭州新鄭縣尉彤纂
- 3 有唐東都安國寺大德尼法眞、元和癸巳歲、月建丑既望
- 4 之又九日、東首加服、寂滅于毗維離精舍、享年五百四甲
- 5 子、僧律六十四夏。呼噓、邦國彌瘁、哲人其萎、慧日韜光。大
- 6 師俄逝、泉涕雷慟識與不識。大師俗姓裴、曾祖邢州長史
- 7 公繹、烈祖袁州刺史贈潤州刺史無晦、皇考懷州刺史贈
- 8 鴻臚卿恂。大師則懷州府君之次女。以檀波羅密勝福生
- 9 豪族大家、以過去無量阿僧祇劫供養燃燈佛所、故捨俗
- 10 歸道。在家則宗親儀範、長幼具瞻、使闔門之內穆穆悌悌。
- 11 及入佛、知見爲法舟航、大拯羣迷、破諸昏闇、盲者得視、愚
- 12 者離癡、教誘多門、方便無礙。眞一雨之潤（潤）、衆品皆榮。何大
- 13 夜之催、神祇不福。族黨無主、教法安歸。哭于皇天、天胡降
- 14 喪。家之政、人之理、佛法之津梁、自此滅矣。門弟子見用等
- 15 獲聞祕密、早沐 慈仁、忽痛其於終天、願藏舟於夜
- 16 壑。元和九年正月二十五日、葬於河南縣龍門山之宗谷、
- 17 遵 遺旨也。以彤恩深猶子、備詳聞見、銜哀編次、實

- 18 而無文。銘曰
- 19 教法將頽、魔軍大來、破度脫舟楫、焚生死劫灰、雖寂滅之
- 20 爲樂、終愛別兮可哀。猶子彤當買臣負薪之歲、在顔子陋
- 21 巷之中、無貨財爲禮、無筋力爲容。既乖執紼、不及送終、哭
- 22 望輻車、維嵩之東、千秋萬古、白日青松。

本墓誌は、趙君平・趙文成編『秦晉豫新出墓誌蒐佚』三（國家圖書館出版社 二〇一二年）六八三に拓本写真、毛陽光・余扶危主編『洛陽流散唐代墓誌彙編』下（國家圖書館出版社 二〇一三年）二五四に拓本写真及び録文が掲載されており、「唐故安國寺大德尼法眞墓誌」と書された蓋を有する。

誌主の法眞は河東聞喜の裴氏出身であり、父の兄である裴寬は兩唐書に伝が立てられている。<sup>10</sup> 墓誌には曾祖父の公繹は邢州長史、祖父の無晦は袁州刺史、父の恂は懷州刺史とあり（6～8行目）、<sup>11</sup> これは『新唐書』卷七一上・宰相世系表の記述と一致する。なお、無晦・恂の贈官がそれぞれ潤州刺史・鴻臚卿であったことは墓誌にしか記述されていない。

裴氏の仏教信仰に関しては愛宕元氏に詳細な研究があり、裴寬ら裴氏一族が熱心な仏教信者であったことを明らかにしている。その中で愛宕氏は冒頭の部分が脱落している「□□和上塔銘」（『陶齋藏石記』卷二九など所収）<sup>13</sup> について検討し、そこに記される父と見られる人物と伯父の官が、兩唐書に記される裴恂・裴寬の官と一致することから、この塔銘の主の父が恂、伯父が寬であると断定する。そうであれば、墓誌における法眞の父の官の記述とも一致し、法眞こそがこの塔銘の主である可能性が極めて高いのである。

墓誌には、法眞の教えを受けた門弟子として見用の名が見られるが（14行目）、塔銘の方にも塔を建てた弟子を代表して見用の名が記されている。この点からも塔銘が法眞のものであるということが言えるであろう。

また、法眞の逝去した年月日に関しては、墓誌では「元和癸巳歲（八年・八二二）月建丑（十二月）既望（十六日）之又九日（二十五日）」とするが（3〜4行目）、塔銘には「以元和八年十二月廿六日終于本寺」とある。また享年と僧臘に関しては、墓誌は「享年五百四甲子（八十四）、僧律六十四夏」とし（4〜5行目）、塔銘では「時年八十四、歷夏六十二」とする。逝去の年月日に一日、僧臘に二年の差があるとはいえ、数値的には近く十分に起こりうる誤りであって、他の共通点と照らし合わせれば同一人物であると考える方が自然である。

墓誌銘の撰者は「姪前鄭州新鄭縣尉彤」であり、塔銘の撰者は、「姪澹」である。<sup>15</sup>冒頭にも述べたように尼僧の墓誌銘や塔銘は一族の者が文を撰する場合が多く見られるが、ここでも彤と澹という二人の甥が、おばのためにそれぞれ墓誌銘と塔銘を撰したと考えるのが妥当であろう。

貴人の家の男性出家の例もあるとはいえ、家を継ぐことがないためか、女性出家のケースの方がはるかに多く見られる。裴氏の篤い信仰を背景に、法眞は出家得度し安國寺に住したが、裴氏とのつながりを保ち続け、家における仏教祭祀などにもかかわったものと考えられる。

## 五・廣素墓誌

1 故東都安國寺尼清河崔氏墓誌銘并序

2 堂弟鄉貢進士潘撰

3 師俗姓崔氏、清河人也。大中十一年十二月有九日、終于河南府

4 緱氏縣官舍、享齡三十三。既而議其 歸禮、得責實之休

5 兆、以來年孟春二十二日、從□□□□先塋河南府偃師之亳邑

6 鄉北邙原、卜期既備、窆窆方陳。嗟乎、壽之不脩、罹禍若此。粵

- 7 我曾祖吏部郎中兼御史中丞贈太子少傅府君諱陞、
- 8 王父朝請大夫守太府卿府君諱鄭、□□父河南府伊闕縣
- 9 令府君諱埒、師卽埒之第二女也。法名廣素。幼衣緇裳、
- 10 受解於安國寺。以□□武宗皇帝削跡、天下釋士咸歸俗焉。
- 11 師乃離洛還家、齋心長髮。貴乎、天不奪人之志、上果謂玄
- 12 教再興、復理本法。師數年之內、隨□□季父璿杭楚宰邑、
- 13 去秋又遷緱氏縣令。□師冬自山陽而來。奈何中達遭疾、纔
- 14 及之、奄歸夜泉。哀哉。雖早證三空而悲留百代。有弟二人、長曰
- 15 鈞、密縣尉、次曰暎、左神武錄事參軍、各少參宵、弘識義方、慟切
- 16 摧心、哀無休息。潘昧學匪才、直叙其□德、擗管凝淚。輒爲銘云
- 17 幻化不測兮從有歸無 人生一時兮榮乃還枯 千秋動息兮香在須臾
- 18 二鼠推移兮尖可踟躕 孤魂既去兮飄然若寄 存歿反覆兮罕知其裁
- 19 危葉俄驚兮寒風忽次 繁霜將釋兮曉日何熾 事盡空兮尋之莫覩
- 20 卜宅兆兮履于后土 邗貞石兮銘明幽府 記姓氏兮永留萬古
- 21 堂弟潼書 杜師簡鐫

本墓誌は『秦晉豫新出墓誌蒐佚』四・八〇〇に拓本写真が掲載されており、「唐安國寺尼廣素銘」と書された蓋を有する。

廣素は清河の崔氏の出身である。曾祖父の陞は『舊唐書』卷一五五・『新唐書』卷一六三の崔邠に邠の父として名が

見られるが「倕」に作り、『新唐書』卷七二下・宰相世系表のみが「陞」と記す。祖父の鄭が邠の弟であることは『新唐書』の邠伝及び宰相世系表から確認でき、宰相世系表では官を司農卿とする。父の邠については両唐書の記すところではないが、墓誌が存在し、会昌四年（八四四）四月二十五日に享年五十四にて逝去、六月十五日に埋葬されたとある。<sup>16</sup>墓誌には廣素についても触れており、四人いた娘のうち二女で、病気がちであったため願って出家したとある。<sup>17</sup>

廣素自身の墓誌によれば、彼女は幼くして出家し、洛陽の安國寺に住した（9〜10行目）。しかしながら、武宗による会昌の廃仏のため、還俗し家に帰ることを余儀なくされた（10〜11行目）。会昌四年六月に葬られた父の墓誌では出家したものと扱われているので、還俗はそれ以降の廃仏が本格化した時期のことであろう。<sup>18</sup>

武宗の歿後、宣宗により仏教復興がなされ、廣素も再び出家したものと考えられる。但し、安國寺に戻ることはせず、季父である璿が南方の地の県令として赴任するのに随行していた（12行目）。

璿が河南の緱氏県令に遷ることから、廣素もそれに従ったのであるが、不幸なことに病にかかってしまい（13〜14行目）、大中十一年（八五七）十二月に三十三歳で季父のもと緱氏県の官舎で逝去した（3〜4行目）。墓誌を撰したのは堂弟の潘、文字を書いたのはやはり堂弟の潼であり、彼らは璿の子息であるかもしれず、そうであれば璿や廣素と行動を共にしていた可能性が高い。

恐らく、廣素が廃仏のため還俗した時点では父が亡くなっていたため、季父の一家と行動を共にしていたのであろう。再出家後も寺に戻った様子がなく、出家の身でありながら俗家に住み続けたと考えられる。

なお、同じように会昌の廃仏を経験した尼僧について記している墓誌の事例として、舟濟の例をあげておく。<sup>19</sup>彼女は鉅鹿の魏氏の出身で、元和年間に長安崇敬寺の律大徳常寂より具足戒を受けた。廃仏のため還俗したが、宣宗により仏教が復興されると再び剃髪出家した。己巳歳（大中三年・八四九）に兄の魏中庸が汝陰太守（潁州刺史）になるのに随行したが、翌年二月十二日に官舎で逝去している。享年六十、僧臘三十二であった。<sup>20</sup>廣素同様、復仏後も寺に戻ることなく、

家族と行動を共にしており、廣素の例に類似しているのである。

おわりに

以上、五点の尼僧墓誌に関して検討を加えてみた。

それぞれの墓誌から、尼僧と出家前の家との強いつながりが窺われる点は、先の拙稿での結論に一致する。特に、會如や廣素の例では、出家後も在俗時代の家で過ごしていた時期の割合が大きかったことが窺われる。また會如が完全に剃髪していなかったなど、出家していながらも、俗的な要素を強く持っている場合があることも注意しておきたい。他にも、例えば俗人の礼で葬られた尼僧の例などが存在するのである。<sup>21</sup>

一方で在家の女性の中に出家者のな要素を持った者が多くいたことも指摘しておく。本稿でも触れた仏教的な号を持つ女性の存在の他に、在家でありながら僧尼の如く塔を建て、夫婦同穴で葬られるのが通例であった当時において夫と墓穴を異にする例や、寺院で逝去する例などが見られる。<sup>22</sup>

こうして女性たちは、聖と俗の中間的な存在であったといつてよいだろう。その実態の解明については今後の課題である。

## 注

- 1 拙稿「墓誌から見た唐代の尼僧と家」(『佛教史学研究』第五十卷第一号 二〇〇七年)
- 2 本書については、『東アジア石刻研究』第3号(二〇一一年)に新刊紹介として、江川式部氏の紹介文と、氣賀澤保規氏作成の「所載墓誌等主要石刻資料目録」が掲載されている。
- 3 周紹良主編・趙超副主編『唐代墓誌彙編』(上海古籍出版社 一九九二年)興元〇〇二など。

- 4 『唐代墓誌彙編』元和〇八四など。
- 5 趙氏は「號金剛、山宗釋典也」と点切りするが、「號は金剛山、釋典を宗とするなり。」と解する方が適切である。
- 6 例えば、天寶四載（七四五）「唐故正義大夫行內侍上柱國雷府君夫人故樂壽郡君宋氏墓誌銘」（『新中国出土墓誌』陝西貳一一三）の「功德山」、貞元四年（七八八）「唐故右衛倉曹參軍賜緋魚袋何公繼夫人京兆韋氏墓誌銘」（『新中国出土墓誌』河南參一二三）の「般若林」など、多数の事例が存在する。
- 7 『釋氏要覽』卷上・稱謂・式又摩那「此云學法女、似今尼之長髮也。」なお、日本にも完全に剃髮する尼以外に「尼削ぎ」という髮を残した尼が存在した。勝浦令子「尼削ぎ致し髮型から見た尼の存在形態」（大隅和雄・西口順子編『シリーズ女性と仏教』『尼と尼寺』平凡社 一九八九年）参照。
- 8 素節・璆の伝に関しては、『舊唐書』卷八三、『新唐書』卷八一参照。  
例えば、最終的には長安法雲寺の所屬となった辯恵の場合、「十八受半戒、廿受具戒。纔三日、於東都大安國寺通誦聲聞戒經。」とあるように、受具の後に安國寺にいた時期があった。周紹良主編・趙超副主編『唐代墓誌彙編統集』（上海古籍出版社 二〇〇一年）天寶一〇三など所収の「大唐法雲寺尼辯恵禪師神道誌銘并序」参照。
- 10 『舊唐書』卷一〇〇、『新唐書』卷一三〇。何れも裴灌伝に従祖弟の寬の伝を附し、父の無晦が袁州刺史であったことを記す。
- 11 『新唐書』宰相世系表は、河内府太守とするが同一の官の別称である。
- 12 愛宕元「唐代河東聞喜の裴氏と仏教信仰」（吉川忠夫編『唐代之宗教』所収 朋友書店 二〇〇〇年）
- 13 他に『唐代墓誌彙編』元和〇六九、周紹良主編『全唐文新編』第十九冊（吉林文史出版社 二〇〇〇年）一三〇五五頁にも録文を掲載する。何れも周紹良氏所蔵の拓本によるものであるが、管見の限り写真は出版されておらず、確認するに及んではない。参考までに全文を掲げる。
- （上缺）上塔銘并序 姪潏文  
 □□□□□□□□河東聞喜人。皇□□□□皇朝懷州刺史。伯父□□皇朝御史大夫、戸・禮二尚書。和上□□于上族、受記純粹、和而能峻。性本乎仁、故與道并、動而之禮、故與律合、內忘乎我、故與物等、以是三德、契乎宗原。所以鼓舟航、越溟濶、出死生之津、肇法身之本。湛然一室、世將五紀、復本守樸、無□仙詩、言色不形、物亦自化、非真質恒德之厚。其臻是乎、若乃門內之理、子姓媮婦、莫不動資稟決而教成焉。其內外□施之溥又如此。委和順化、不耗天數、以元和八年十二月廿六日終于本寺、時年八十四、歷夏六十二、弟子見用等建銘表塔、俾後瞻此而化也。銘曰、



- 14 鳴戯、上天賦其德、惟貞恒、遂膺于佛乘、以至于氣定神凝、爾後之人其復之、無尋於斯。僧尼の墓誌銘と塔銘が両方存在する例は少ないが、大曆五年（七七〇）八月十七日に逝去した法律禪師のケースがある。享年は共に七十二であるが、僧臘に関して、同年九月二十六日に埋葬されたとする墓誌銘（『新中国出土墓誌』陝西貳一四七など）では四十五とするのに対し、元和二年（八〇七）四月八日建立の塔銘（『新中国出土墓誌』陝西貳一九二など）では五十一とし、両者の間に齟齬が見られる。
- 15 裴潏については『舊唐書』卷一七一、『新唐書』卷一一八に伝が立てられている。
- 16 『洛陽流散唐代墓誌彙編』下・二九三「唐河南伊闕縣令清河崔府君墓誌銘并序」
- 17 女四人、……次以多疾、願入空門、法號廣素。
- 18 會昌の廃仏がいよいよ本格化するのは、會昌五年のことであり、『資治通鑑』卷二四八によれば、七月・八月の二度にわたり詔勅が出され、厳しい廃仏が行われた。翌年三月の武宗の逝去に因り、廃仏は終息する。
- 19 「唐故舟濟律師墓誌銘并序」と題する墓誌は、『全唐文補遺』第九輯（三秦出版社 二〇〇七年）四一三頁に録文を掲載するが、拓本写真に関しては、管見の限り出版されていない。墓誌を撰したのは、兄の魏中庸である。
- 20 出家から逝去に至るまでの部分を掲げておく。
- 元和中、授具戒於長安崇敬寺律大德常寂。其持奉精懇、流輩多之。武宗時、去浮圖氏法。蓮宮金地、四海一空。於是始有瑤池金籙之願。大中初、龍象復興、師以平生之志、又復剝落、不忘本也。己巳歲、其兄爲汝陰守、師隨嫂侄至郡。明年仲春月旬有二日、示終於郡之官舍、享年六十、僧夏三十二。
- 21 例えば、法界寺の尼の正性の墓誌（『唐代墓誌彙編』貞元〇二九など）には、貞元六年（七九〇）に出身の家であると思われる「櫟陽縣修善鄉之別墅」で逝去した正性について、「以其年十月八日遷神於城南神禾原□郎中（父の裴倚）之塋、從俗禮也。闍梨初隸上都法界寺。嘗云清淨者心、心常解脫、故生不居伽藍之地、嚴飾者相、相本無形、故歿不建茶毗之塔、從始願也。」とある。
- 22 例えば、「唐故清江郡太守□□君夫人渤海郡君吳氏墓誌銘」（『洛陽流散唐代墓誌彙編』下・一八六）には「吾齡已高、古無不死、早殯塵網、夙詣菩提可於天竺伽藍傍建寶塔、因依淨界、遷寢吾身。爰取不墳、勿違同穴。以愜四禪之行、無慚六義之詩、歸真若斯、吾願畢矣。」とある。
- 23 例えば、「唐故司農丞獨孤府君夫人宇文氏墓誌銘」（『新中国出土墓誌』陝西貳一六〇など）には、「薨于長安里濟度之佛刹」とあり、宇文氏は濟度寺で逝去している。

